



中小法人と中小企業者

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は中小法人と中小企業者について解説します。

税理士 平井 満 広

掲載テーマ

- ① 特別償却と税額控除
- ② 中小法人と中小企業者
- ③ 特別償却準備金
- ④ 少額資産と一括償却資産
- ⑤ 圧縮記憶(1)
- ⑥ 圧縮記憶(2)

法人税では「資本金1億円以下」の中小企業向けに様々な特例制度が設けられています。一方、中小企業であっても大企業の子会社（「みなし大企業」といいます）は、これらの特例が受けられない場合があります。

中小法人と

法人税法のみなし大企業

資本金1億円以下の中小企業で、「大法人」と完全支配関係がある法人（法人税法のみなし大企業）以外を中小法人といいます（図表1参照）。中小法人には次のような特例制度が設けられています。

(1) 年800万円以下の所得金額に対する軽減税率

法人税の税率は原則23・2%となっていますが、中小法人（普通法人）は年800万円以下の所得

に対する法人税率が15%に軽減されています。

(2) 交際費等の定額控除限度額制度
交際費等は原則損金不算入ですが、中小法人は、支出した交際費等のうち年800万円（定額控除限度額）まで損金算入が認められます。

接待飲食費のうち、50%相当金額までの損金算入を認める制度は中小法人以外も適用できます。

(3) 貸倒引当金繰入の損金算入
貸倒引当金繰入額の損金算入が認められるのは基本的に中小法人のみとなっています。ただし、銀行や保険会社等は、中小法人以外にも損金算入が認められています。

(4) 貸倒引当金の法定繰入率
中小法人は、一括評価金銭債権の貸倒引当金の繰入限度額計算において貸倒実績繰入率と法定繰入

率のいずれかの選択適用が認められています。

なお、2019年4月1日以後に開始する事業年度から、中小法人のうち前3年の平均所得金額が15億円を超える法人（以下「適用除外事業者」）は、法定繰入率の適用が認められなくなります。

(5) 青色欠損金の繰越控除

青色申告書を提出する中小法人は、青色欠損金の全額を繰越控除できます。中小法人以外の法人は各事業年度の所得金額の50%相当額が繰越控除の限度となります。

(6) 欠損金の繰戻還付

青色申告書を提出する一定の中小法人は、その事業年度で生じた欠損金を前事業年度に繰り戻して法人税額の還付請求ができます。

(7) 留保金課税の適用除外

特定同族会社のうち中小法人

者で常時使用する従業員数が1,000人以下の法人は、取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入（年300万円まで）することが認められています。

(2) 中小企業投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者は、特定機械装置等を取

た場合に特別償却が認められます。なお、資本金3,000万円以下の特定中小企業者は税額控除との選択適用ができます。

(3) 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する一定の中小企業者は、特定経営方向上設備等を取

たは税額控除が認められます。

(4) 商業サービス活性化税制
青色申告書を提出する一定の中小企業者は、経営改善設備を取得等した場合に特別償却または税額控除が認められます。

(5) 防災・減災投資促進税制

青色申告書を提出する一定の中

小企業者は、特定事業継続力強化設備等を取

これは2019年度改正で新設された制度です。

「みなし大企業」の判定例を図表3に記載したので参考にしてください。

図表1 法人税法のみなし大企業（中小法人から除外される法人）

- ①同一の大法人に発行済株式の全部を直接または間接に保有される（完全支配関係がある）法人
- ②完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式の全部を保有される法人等
*大法人は次の法人を指す
- 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人
- 相互会社、受託法人

図表2 措置法のみなし大企業（中小企業者から除外される法人）

- ①同一の大規模法人に発行済株式の1/2以上を直接所有される法人
- ②複数の大規模法人に発行済株式の2/3以上を直接所有される法人
なお、大規模法人は次の法人を指す
- 資本金の額または出資金の額が1億円超の法人
- 資本等を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人

- *大法人（※）の100%子法人
- *100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有される法人

※2019年度税制改正で追加

※この場合の大法人は以下の法人を指す
- 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人
- 相互会社もしくは外国相互会社（常時使用する従業員数が1,000人超に限る）
- 受託法人

図表3 みなし大企業の判定例



「平井満広の経営改善と税務相談」をモットーに、あらゆる「みつひる」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。